

質問第四三号

基礎年金の恒久的財源の確保に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年二月三日

参議院議長 西岡武夫殿

横山 信一

基礎年金の恒久的財源の確保に関する質問主意書

政府は「平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」（以下「公債特例法案」という。）において、基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる歳出の増加に充てるため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄運機構」という。）の積立金のうち一兆二千億円を国庫に納付させる等の措置を講じている。

しかし、本積立金の原資は土地やＪＲ株式の売却収入に大きく依存しており、余剰資金といえども安易に鉄運機構の外部に流出されるべきものではないと考える。

また、政府は公債特例法案によつて国庫に納付させた鉄運機構の積立金を、基礎年金の国庫負担財源に充てようとしているが、一時的・臨時的財源をもつてこれに充てるべきではないと考える。これらの観点から、以下質問する。

一 支払い目的のある本積立金は、いわゆる埋蔵金には当たらないとの意見も出されている。政府は本積立金をいわゆる埋蔵金と認識しているのか、見解を示されたい。

二 政府は公債特例法案によつて国庫に納付させた鉄運機構の積立金を、基礎年金の国庫負担追加財源に充

てようとしている。しかし、年金制度に対する国民の信頼確保のためにも、この財源は税制の抜本改革や歳出削減による恒久的な財源を確保して充てるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。